

長崎県立大学は、大学の処分は違法・無効と裁判所が決定したにも関わらず、懲戒処分が正しかったとの前提で教員評価を行い、久木野教授の研究費配分を減額しました。

……………今も続く大学のハラスメント(その4)

大学による違法な懲戒処分を正当化した前提で算定された、先の教員評価にしたがって久木野教授の研究費は減額されました。

長崎地裁による、大学の懲戒処分は違法無効である、との決定を大学はまったく顧みることがないようで、ある意味、差し押さえを受ける事態になるまで裁判所の決定を無視し続けた姿勢は一貫しているようです。

事実上の二重・三重の不当処分を几帳面にコツコツと繰り返しているわけですが、法に従おうという者が大学執行部に居ないということでしょうか。